

生活保護法医療券・診療報酬明細書点検業務委託仕様書

1. 業務

生活保護医療扶助診療報酬明細書（中国残留邦人等支援給付による診療報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）の点検及びレセプト再審査等請求に係る業務

2. 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 委託料の算出方法

レセプトの件数は、単月点検1,600件/月（毎月）、縦覧点検4,800件/回（年間4回（6月、9月、12月、3月））、重複・多剤投与の点検60件/回（年間2回（9月、3月））として委託料を算出すること。

4. 履行場所

酒田市地域福祉課とする。

5. 支払い方法

委託料は、月払いとし、受託者は、毎月委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

6. 委託内容

受託者は次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 点検対象レセプトは、医科入院、医科入院外、歯科、調剤、訪問介護のレセプトとする。

(2) 受託者は、レセプト点検（単月点検、縦覧点検、重複・多剤投与の点検）、再審査請求に係る事務処理（再審査等請求事務、必要なレセプトの原本印刷等）、作業報告書の提出を行うこととする。

(3) 作業日程

ア 委託者は、社会保険診療報酬支払基金山形支部から毎月、酒田市分として提供されるレセプト電子データを確認、修正し、その後、受託者はおおむね1か月以内に点検作業が終了するように計画的に業務を進めること。

イ 3月に提供されたレセプト電子データは3月末までに点検を終了すること。

ウ 委託者及び受託者は、協議によりア、イに定める実施期日と異なる実施期日を定めることができることとする。

7. レセプト点検及び再審査請求事務の実施方法

(1) 単月点検

レセプトのうち内科、歯科、調剤、訪問看護について、次のア～オの点検を実施し、疑義あるレセプトを抽出する。又、委託者から依頼があるときは、生活保護及び中国残留邦人支援給付による指定を受けていない医療機関のレセプトについても単月点検をすること。

ア 医療機関における転記が正確であるか点検する。

診療報酬点検票に基づく算定方法及び算定点数、その他の内容について適正に行われているか点検する。

イ 薬価基準に適合しているか点検する。

ウ 傷病名と診療内容、算定項目に疑義はないか点検する。

エ 縦計、横計等の計算に誤りはないか点検する。

オ その他疑義の生じる事項について指摘する。

(2) 縦覧点検

レセプトのうち内科、歯科、調剤、訪問看護について、3か月分のレセプトを同時に点検し、単月では把握できない疑義のあるレセプトを抽出する。

(3) 再審査等請求事務

ア レセプト点検の結果、再審査等請求の対象となったレセプトについて社会保険診療報酬支払基金山形支部が指定するデータ形式で再審査等請求ファイルを作成する。また、再審査等請求対象レセプトで原本印刷が必要なものについては、電子データからレセプトを原本印刷し、再審査等請求内訳票を添付することとする。

イ 再審査等請求等（支払基金に再審査請求するレセプト）のファイルレイアウトは社会保険診療報酬支払基金で定める仕様、手引きに基づくものとする。また、委託者より修正等の指示があった場合は、指示内容に従い、修正等を行うこと。

ウ 委託者が原本レセプトを把握するために、再審査等請求内訳等を作成する。なお、再審査等請求内訳等については「生活保護等版レセプト管理システム」をもとに作成することとする。

(4) 海外療養費に関する点検

海外渡航の際に医療機関等を利用した中国残留邦人等支援給付対象者について、日本国内の保険診療と照合し、7（1）のア～オと同様に点検を実施のうえ、換算額を算出する。なお、実務においては、委託者より直接点検を依頼したものに限るとともに、受託者のみでの判断が困難な場合には委託者に対応方法を事前に協議するものとする。

(5) 重複・多剤投与に関する点検

同一月内に同一成分の医薬品（向精神薬を除く。）を2つ以上の医療機関から処方されている者、同一月内に15種類以上の医薬品投与を受けている者のリストから委託者が必要と認めたレセプト等を抽出する。

8. 点検結果の報告

毎月の点検後、レセプト点検結果報告書を作成し、委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

9. 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

10. その他

- (1) 作業に必要な事務用品、参考図書等物品は受託者が用意すること。
- (2) 受託者は、受託業務について、必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任すること。
- (3) 作業員の人数及び点検能力はこの契約の履行に必要な程度に充実していること。
- (4) 作業員の氏名、業務経験の内容及び年数を契約後速やかに書面で提出すること。
- (5) 再審査等請求の結果について振り返りをし、効果額を上げることができる点検方法を検証する努力をすること。
- (6) 生活保護等版レセプト管理システムの仕様変更により、実施方法等に変更が生じる場合は担当者の指示に従うこと。